

## 蒲郡市民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の段階的耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において蒲郡市民間木造住宅段階的耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者が実施する旧基準木造住宅の段階的耐震改修工事を行う事業をいう。
- (2) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法又は伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家及び貸家を問わない。以下同じ。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (3) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 蒲郡市が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）
  - イ （財）愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断
- (4) 判定値 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値
  - イ （財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点
- (5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事等（別表第1に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。
- (6) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を、次のア及びイの順序により行う工事をいう。
  - ア 一段目耐震改修工事 第3号アにおいて判定値が0.7未満若しくは同号

イにおいて得点が60点以下と診断された旧基準木造住宅について、その判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする工事、又は同号アにおいて各階の判定値が1.0未満若しくは同号イにおいて各階の得点が80点以下と診断された旧基準木造住宅について、その判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その1階の判定値を1.0以上とする工事。

イ 二段目耐震改修工事 アの耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、その判定値を1.0以上とする工事

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅であること。
- (2) 木造住宅耐震診断において、前条第3号アの判定値が0.7未満又は同号イの得点が60点以下と診断されていること。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助対象住宅を所有する者（現にその建物に居住する者で所有者の同意を得られる者又は同等の権利を有する者を含む。）であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、第2条第6号ア及びイに規定する工事（別表第1に定める耐震補強工事を行うものに限る。）とする。

2 第2条第6号アに規定する補強計画は、次の各号のいずれかの基準により算定したものとする。

- (1) 改訂愛知県住宅耐震診断マニュアルによる判定値
- (2) (一財)日本建築防災協会発行「住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による判定値

(補助金の額)

第6条 1戸当たり(長屋建て又は共同建ての場合は1棟当たり)の補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付申請書(第1号様式)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知しなければならない。

(計画の変更等)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ民間木造住宅段階的耐震改修費補助金変更承認申請書(第3号様式)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、民間木造住宅段階的耐震改修費補助金変更承認通知書(第4号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助決定者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、民間木造住宅段階的耐震改修工事中止(廃止)届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、民間木造住宅段階的耐震改修工事完了実績報告書(第6号様式。以下「報告書」という。)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条第2項の規定による報告書を受理した場合において、当該報告書等の内容を審査し、適正と認めるときは、民間木造住宅段階的耐震改修費補助金確定通知書(第7号様式)により補助決定者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に民間木造住宅段階的耐震改修費補助金支払請求書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求書に基づき、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件や、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第10条第2項に定める期日までに、報告書を提出しなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(書類の整理)

第14条 補助決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、当該補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第5条関係）

補 強 工 事 等

	耐震補強工事	改修設計	附帯工事
調査	耐震精密検査	地盤調査	
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理	
総合判定において必要耐力（ $Q_r$ ）を低減させることを目的とした工事	・地盤改良工事		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根工事</li> <li>・木造躯体工事 （屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの）</li> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）</li> <li>・撤去部分の復旧工事</li> </ul>
総合判定において建物の強さ（ $P$ ）の評価を向上させることを目的とした工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造躯体工事</li> <li>・基礎工事（土工事を含む。）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）</li> <li>・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）</li> </ul>
総合判定において劣化度（ $D$ ）の評価を向上させることを目的とした工事			<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造躯体工事 （劣化部材の取替え）</li> <li>・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建設設備を含む。）</li> <li>・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）</li> </ul>
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事

別表第2（第6条関係）

補助対象経費	第5条に規定する工事に要する経費
1戸当たりの耐震改修工事に対する補助金の交付金額	<p>(1) 一段目耐震改修工事にあつては、次のアとイの合計額（上限60万円）</p> <p>ア 改修設計費の3分の2の額（上限10万円）</p> <p>イ 耐震補強工事費の額（付帯工事費を含む。上限50万円）</p> <p>(2) 二段目耐震改修工事にあつては、30万円又は90万円から(1)の助成額を差し引いた額となるよう次のアからウまでの額を調整する。</p> <p>ア 工事監理費の3分の2の額（(1)アの助成額と合計して10万円を限度とする。）</p> <p>イ 耐震補強工事費の23%の額（上限30万円）</p> <p>ウ 付帯工事費の額（上限30万円。上限30万円に満たないときは、イと(1)イの合計の助成額と合わせて80万円を限度とする。）</p>